

デイサービスセンターさくら 運営規程

第 1 章 事業の目的と運営の方針

第1条 (事業の目的)

社会福祉法人広島良城会（以下、「本会」という。）が開設するデイサービスセンターさくら（以下「事業所」という。）が行う指定地域密着型通所介護及び指定 1 日型デイサービスの事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員及び看護職員、介護職員、機能訓練指導員（以下、「従業者」という。）が、要介護または要支援状態にある高齢者及び事業対象者に対し、適正な事業を提供することを目的とします。

第2条 (運営の方針)

事業所の従業者は、利用者の心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びにその家族の身体的、精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護その他必要な援助を行います。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。

第3条 (事業所の名称及び所在地等)

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとします。

- 一 名称 デイサービスセンターさくら
- 二 所在地 広島市安佐南区大塚西三丁目 11 番 14 号

第 2 章 従業者の職種、員数及び職務の内容

第4条 (従業者の職種・員数及び職務の内容)

事業所に勤務する職員の職種、員数、及び職務内容は、次のとおりとします。

- 一 管理者 1 名（常勤、生活相談員と兼務）
事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行います。
- 二 生活相談員 2 名以上
利用者及び家族の相談や利用申込の調整、利用者の社会的便宜の援助を行います。
- 三 介護職員 2 名以上
利用者の日常生活の支援を行います。

四 看護職員 2名以上

利用者の健康管理及び心身状態の把握を行います。

五 機能訓練指導員 2名以上

日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止する為の機能訓練指導、助言を行います。

第3章 営業日及び営業時間と定員

第5条 (営業日及び営業時間)

事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとします。

- 一 営業日 日曜・祝日を除いて、営業する。但し、夏期(8月13日～8月15日)、年末年始(12月31日～1月3日)は営業しません。
 - 二 営業時間 午前8時30分から午後5時30分まで、但し、サービス提供時間は午前9時から午後4時までとします。
- ※ 台風、豪雨、大雪等で、送迎時に利用者の安全が確保できない場合には、連絡の上サービス提供の中止、もしくはサービス提供時間の変更をすることがあります。

第6条 (利用者の定員)

事業所の利用定員は、指定1日型デイサービスの利用者も含めて、1日15名とする。ただし、災害そのほかやむを得ない事情がある場合は、この限りではありません。

第4章 設備及び備品等

第7条 (デイルーム兼食堂)

事業者は、利用者の全員が使用できる十分な広さを備えた食堂を設け、利用者の全員が使用できるテーブル・いす・箸や食器類などの備品類を備えています。

第8条 (デイルーム兼機能訓練室)

事業者は、利用者が使用できる十分な広さを持つ機能訓練室を設け、目的に応じた機能訓練器具等を備えます。

第9条 (相談室)

事業者は、利用者に対する指定通所介護に供するための相談室を設けます。

第10条 (その他の設備)

事業者は、その他に静養室及び事務室を設けるほか、消火設備その他の災害に際して必要な設備並びにサービスの提供に必要なその他の設備及び備品を備えます。

第5章 同意と契約

第11条 （内容及び手続きの説明並びに同意及び契約）

事業者は、サービス提供の開始に際して、サービス利用申込者又はその家族に際して、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他サービスの選択に資する重要事項を記した文書を交付し説明を行い、同意を得た上で契約を締結します。

第12条 （受給資格等の確認）

事業者は、サービスの利用を希望するものが提示する被保険者証により、被保険者資格・要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認することができます。

第6章 サービスの提供

第13条 （指定通所介護及び1日型デイサービスの内容）

指定通所介護及び指定1日型デイサービスの内容は、次のとおりとします。

- ・ 食事の提供
- ・ 入浴サービス
- ・ 送迎サービス
- ・ アクティビティの実施
- ・ 生活相談及び助言

第14条 （指定通所介護及び指定1日型デイサービスの利用料等及び支払いの方法）

- 一 事業を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額又は市長の定める額とし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、その自己負担割合が1割又は2割もしくは3割の額とします。
- 二 通常の送迎の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して送迎を行う場合は、通常の送迎の実施地域を超えた地点から路程1km当たり10円を実費として徴収します。
- 三 事業にかかる、食費、その他の費用については、別表1に掲げる金額を徴収します。
- 四 事業にかかるオムツ代については、別表1に掲げる金額を徴収する。但しオムツを持参される場合は、料金は不要とします。
- 五 第1項から第4項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する文書に署名（記名押印）を受けた上で行います。
- 六 利用者等は、事業所の定める期日までに利用料等を現金または金融機関口座振込、自動振替等により納付します。

第15条（通常の送迎の実施地域）

通常の送迎の実施地域は、広島市（似島町、宇品町を除く）とします。

第16条（サービス利用にあたっての留意事項）

利用者は事業の提供を受ける際に、次の事項に留意します。

- 一 サービス利用開始時に事業を利用するのに不適当な伝染病疾患等の有無は必ず報告します。
- 二 入浴、食事、機能訓練、送迎等のサービスの利用にあたっては医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態を通所介護従業者に報告します。
- 三 多額の現金、貴重品等は持ち込まない。

第17条（利用料の変更等）

事業者は、介護保険法関係法令の改正等並びに経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合は、前条の規定する利用料を変更することができます。

2 事業者は、前項の利用料を変更する場合は、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書により説明し、同意を得るものとします。

第7章 留意事項

第18条（食事）

通所介護利用中の食事は、特段の事情がない限り事業者が提供する食事を摂取していただきます。

第19条（喫煙）

喫煙は、事業所内の所定の場所に限りません。なお所定の場所以外は禁煙にご協力をいただきます。

第20条（飲酒）

通所介護利用中の飲酒は厳禁です。

第21条（衛生保持）

利用者は、生活環境の保全のため、事業所内の清潔、整頓、その他環境衛生の保持にご協力いただきます。

第22条（禁止行為）

利用者は、事業所で次の行為をしてはいけません。

- 一 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
- 二 けんか、口論、泥酔などで他の利用者等に迷惑を及ぼすこと。
- 三 事業所の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
- 四 指定した場所以外で火気を用いること。
- 五 故意に事業所もしくは物品に損害を与え、又はこれを持ち出すこと。

第23条（利用者に関する市町村への通知）

利用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知します。

- 一 正当な理由なしにサービス利用に関する指示は従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- 二 偽りその他不正行為によって保険給付を受け、又は受けようとしているとき。

第 8 章 従業員の服務規程と質の確保

第24条（従業員の服務規程）

従業員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を順守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念します。服務に当たっては、常に以下の事項に留意します。

- 一 利用者に対しては、人権を尊重し、自立支援を旨とし、責任を持って接遇します。
- 二 常に健康に留意し、明瞭な態度を心がけます。
- 三 お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心がけます。

第25条（衛生管理及び感染症対策）

事業者は、利用者と施設の衛生管理に努めるとともに、感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じます。

- 一 事業者は、感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置を活用して行うことができるものとする。）を設置し、定期的に（おおむね6か月に1回以上）開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ります。
- 二 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備します。
- 三 事業所は従業員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に（年1回以上）実施します。

第26条（虐待の防止及び身体拘束の禁止）

事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとします。

- 一 虐待の防止のための対策を検討する虐待防止検討委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を設置し、定期的を開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ります。
- 二 虐待の防止のための指針を整備します。
- 三 従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年 1 回以上）実施します。
- 四 上記の措置を適切に実施するための担当者を置きます。

原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。

ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には事前に利用者及びその家族へ十分な説明を行い、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由については記録します。

第27条（従業員の質の確保）

事業者は、従業員の資質向上を図るため、その研修の機会を確保します。

2 事業者は、利用者に対する介護に直接携わる従業員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類するものを除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講ずるものとします。

第 28 条（個人情報の保護）

事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努めます。

2 事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目では原則的に利用しないものとし外部への情報提供は必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得ます。

第 9 章 緊急時、非常時の対応

第29条（緊急時の対応）

従業員等は、事業を実施中に、利用者の病状等に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告します。

第30条（事故発生時の対応）

事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合、速やかに市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を行います。

- 2 事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。
- 3 事業者は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入します。

第31条（非常災害対策）

事業所は、非常災害時においては、利用者の安全第一を優先し、迅速適切な対応に努めます。

- 2 非常災害その他緊急の事態に備えて、防災及び避難に関する計画を作成し、災害時における関係機関への通報及び連携体制を整備し、利用者及び従業員に対し周知徹底を図るため、年2回以上避難、その他必要な訓練等を実施します。
- 3 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民、消防関係者の参加が得られるよう連携に努めます。

第32条（業務継続計画の策定等）

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所介護の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早朝の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

- 2 事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に（年1回以上）実施します。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

第10章 その他

第33条（地域との連携）

事業所の運営に当たっては、地域住民又は住民の活動等との連携や協力を行うなど、地域との交流に努めます。

第34条（勤務体制等）

事業者は、利用者に対して適切なサービスを提供できるよう、従業員の体制を定めます。

- 2 利用者に対するサービスの提供は、事業所の従業員によって行います。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではありません。

第35条（記録の整備）

事業者は、従業員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておくものとします。

- 2 事業者は、利用者に対するサービスの提供に係る諸記録を整備し、その完結から2年又

は5年間保存するものとします。

第36条（苦情処理）

事業者は、利用者からの苦情に迅速にかつ適切に対応するため、苦情受付窓口の設置や第三者委員を選任するなど必要な措置を講じます。

2 事業者は、提供するサービスに関して、市町村からの文書の提出・提示の求め、又は市町村職員からの質問・照会に応じ、利用者からの苦情に関する調査に協力します。市町村からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行い報告します。

3 事業者は、サービスに関する利用者からの苦情に関して、広島県国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、広島県国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行い報告します。

第37条（職場におけるハラスメント）

事業者は、適切な社会福祉事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとします。（職場におけるハラスメントの防止に関する規程を遵守）

第38条（掲示）

事業所の見やすい場所に、運営規定の概要、従業員の勤務体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資する重要事項を掲示します。

第39条（その他）

この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとします。

附則

この規程は、平成18年6月1日より施行します。

この規程は、平成20年7月1日より施行します。

この規程は、平成22年10月1日より施行します。

この規程は、平成23年12月26日より施行します。

この規程は、平成24年5月7日より施行します。

この規程は、平成26年4月1日より施行します。

この規程は、平成27年2月2日より施行します。

この規程は、平成30年4月1日より施行します。

この規程は、令和4年1月14日より施行します。(災害への対応、ハラスメント対策,BCP)

この規程は、令和5年9月1日より施行します。(送迎の実施地域の変更)

この規程は、令和6年4月1日より施行します。(記録の保存期間の変更)

この規程は、令和7年3月31日より施行します。(身体拘束の禁止)

(別表 1)

デイサービスセンターさくら

給付外サービス価格表

(1) 食費

1日あたり 580円

(2) おむつ代

種 類	金 額
紙おむつ	120円
パンツ型おむつ	210円
尿とりパット	50円

(注) ご持参の場合は無料です。

(3) その他費用

クラブ活動等、個別に行うものについての材料費等の教養娯楽費はその都度、別途実費を徴収致します。